

《鳴門市農業委員会 3月総会 議事録》

開催日時 令和7年3月28日(金) 午後2時

開催場所 鳴門市役所2階 大会議室

出席委員 1番 栗田 和美 3番 稲木 伸顕 4番 井上 富夫  
5番 大西 善郎 6番 小川 佳 8番 川添 誠司  
9番 小林 幸男 10番 里見 廣治 11番 杉本 英昭  
12番 高田 吉敏 13番 竹村 昇 14番 中井 弘  
15番 西川 公昭 16番 西川 美鈴 17番 濱堀 秀規  
18番 林 博子 20番 向 栄治

欠席委員 2番 石園 順市 7番 海山 貞佳 19番 藤江 厚子

議 案

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 5件  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件

報 告

- ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について 3件
- ② 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について 1件
- ③ 農地又は採草放牧地の転用制限の例外による届出書について 1件
- ④ 農地法第18条第6項の規定による通知について(農業経営基盤強化促進法) 1件
- ⑤ 使用貸借解約について 1件
- ⑥ 非農地証明願について 1件
- ⑦ 地目照会について 1件

事務局長                    それでは定刻がまいりましたので、ただいまから令和7年3月の農業委員会を始めさせていただきます。開会にあたりまして、大西会長よりご挨拶をお願いします。

大西会長                    <挨拶>

事務局長                    ありがとうございました。  
まず、事務局より報告をさせていただきます。先日、人事の内示がありまして、事務局の方は異動なしということで内示をいただいておりますので、4月以降も引き続きよろしく願いいたします。  
それでは、事務局より委員定数のご報告を申し上げます。  
委員定数20名の内、出席委員17名、欠席委員3名であり、過半数に達しておりますので、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定により、この会議が成立していることをご報告申し上げます。  
進行につきましては大西会長よりよろしく願いいたします。

大西会長                    はい。議事進行は着座にて進めさせていただきます。  
まず、議事に入ります前に、議事録署名人を選任いたします。議事録署名人は、8番 川添委員さん、9番 小林委員さんをお願いいたします。  
それではこれより、議案に基づき議事を進行してまいります。

                                 『議案第1号』農地法第3条第1項の規定による許可申請についての審議に入ります。  
まず、事務局より申請内容の説明をお願いいたします。

事務局係長                 <1. 農地法第3条の規定による許可申請について 5件>  
                                 ・申請番号1～5について申請内容説明

大西会長                    次に、地元委員さんよりご意見ををお願いいたします。  
申請番号1番について、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。

井上委員                    4番。譲受人は大麻町でブロッコリーやカリフラワーなどを栽培している農家です。  
申請地はこれまでも譲受人がブロッコリーや桃を栽培しており、このたび売買の話がまとまったため本申請に至りました。取得後も引き続き同じ作物を栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長                    ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号1番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同                    <異議なし>

大西会長                    無いようでございますので、申請番号1番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号2番について、地元委員さんからのご意見ををお願いいたします。

向委員                      20番。譲受人は現在会社員ですが、3年後の定年退職に向けて、農業を始めたいと考えていました。

このたび譲渡人との売買の話がまとまり、本申請に至りました。  
新規就農にあたりますので、譲受人との面談を行い、今後の耕作について必要なことを確認しました。

申請地は長年耕作がされておらず、管理のみ行われていましたが、取得後は鳴門藍住農業支援センター等からアドバイスを受けながら甘藷や葉物野菜、果樹類等を自家消費用に栽培する予定です。

適正に肥培管理を行うとの意思も確認できております。

また、隣地に農地はなく影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議、お願いします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号2番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号2番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号3番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。

高田委員

申請人は里浦町で甘藷・大根の栽培と甘藷の加工販売を行っている農業法人です。

このたび、競売物件を落札したことにより本申請を行うこととなりました。  
取得後については、1月の買受適格証明の内容と同様に甘藷を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

大西会長

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号3番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

大西会長

無いようでございますので、申請番号3番については原案どおり許可といたします。

次に、申請番号4番について、地元委員さんからのご意見をお願いいたします。  
私の案件ですので、説明させていただきます。

譲受人は北灘町で甘藷やじゃがいもなどの野菜を栽培している農家です。

申請地の周囲はすべて譲受人の所有地であるため売買の話となり、本申請に至りました。取得後は自家消費用に野菜を栽培する計画です。

適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請について、許可しても問題無いと考えております。

ご審議の程、よろしくお願いいたします。

ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号4番について、採決いたします。

許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号4番については原案どおり許可といたします。  
次に、申請番号5番について、地元委員さんからのご意見をお願いします。

井上委員 4番。譲受人は大麻町で種なしすだちとマンゴーを栽培している農家です。  
申請地は、譲受人のハウスに隣接しており、取得後は同じく種なしすだちとマンゴーを栽培する計画です。  
適切に農地を利用するとの意思も確認できており、周辺の農地への影響もありませんので、この申請につき、許可しても問題無いと考えます。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
申請番号5番について、採決いたします。  
許可することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

大西会長 無いようでございますので、申請番号5番については原案どおり許可といたします。  
以上で、『議案第1号』については全てご審議いただきました。  
次に、『議案第2号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。  
事務局より、申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>

大西会長 次に、地元委員さんからのご意見をお願いします。  
申請番号1番について、地元委員さんのご意見を願いいたします。

井上委員 4番。譲渡人は、体力的な問題、後継者不在の状況から、申請地の土地の管理について検討していたところ、太陽光発電施設用地を探していた譲受人と売買の話がまとまり、今回の申請となりました。  
事業計画では、ソーラーパネルを176枚設置、49.5kWの発電出力が見込まれております。  
太陽光発電施設の周囲にフェンスを新設し、砂利を敷いたり、切土・盛土等することなく整地のみ行います。  
排水については雨水のみであり、素掘り溝を新設して東側水路に排出する計画で、地元水利組合の同意を得ています。  
ご審議の程、よろしく願いいたします。

大西会長 ただいま、地元委員さんからのご意見をいただきました。  
次に、事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、板東駅から北へ約960mに位置しており、市街化調整区域内の10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。  
本事業は譲受人が太陽光発電設備設置、発電事業を行い、経済産業省の小売電気事業の登録を受けている別会社が発電した電気を買取り、四国電力送配電株式会社の送配電網を利用し売電を行う計画で、四国電力送配電株式会社との系統連系契約は、令和6年11月に成立しております。  
資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業

